

議案第 2 4 号

佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和 7 年 8 月 2 5 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例（平成11年佐倉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表農産加工実習室の項中「1,000円」を「1,300円」に、「2,000円」を「2,600円」に改め、同表備考中「250円」を「330円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の佐倉市農村集会施設設置及び管理に関する条例別表の規定は、令和8年4月1日以後の農村集会施設の使用に係る使用料について適用する。